

会費規約

(目的)

第1条 この規約は一般社団法人JMニッポン（以下、「当法人」という）定款第8条 に規定する入会金及び会費について必要な事項を定める。

(入会金)

第2条 会員は、次の入会金を納入しなければならない。なお、退会する場合の入会金の返還は行なわない。

- (1) 正会員 100,000円
- (2) 一般会員 無料
- (3) 賛助会員 無料

(会費)

第3条 会員は、次の会費（月額）を納入しなければならない。

- (1) 正会員 5,000円（税抜）
- (2) 一般会員 3,000円（税抜）（一口当たり）
- (3) 賛助会員 1,000円（税抜）（一口当たり）

(会費の納期)

第4条 会員は、入会の申し込みから1ヶ月以内に、会費（月額）を納入するか年度末までに一括納入しなければならない。

2. 会費の納入に要する振り込み手数料は会員の負担とする。

(中途入会の会費)

第5条 事業年度の中途に入会した会員の会費（月額）は、入会した月からとする。入会した年度の会費12か月全額を負担する必要はないものとする。

(会費滞納の処置)

第6条 定める納期までに会費を納入しなかった正会員および一般会員に対し督促する。賛助会員には督促をしないものとする。

2. 前条の手続きを経てなお会費を滞納する全員に対し、納入期限から1年以上滞納した場合、社員総会の決議により、当該会員を退会させることができる。

(会費の返還)

第7条 既納の会費はこれを返還しない。

(自動継続)

第8条 9月1日より翌年8月31日までを会員期間とし、1年ごとの更新とする。退会の意思表示が 会員終了期間の1ヶ月前まででない場合は、自動継続とする。

(会費等の使途)

第9条 当法人の運営や活動を維持するために使用する。

(改廃)

第10条 この規約は、必要と認めた場合、社員総会の決議により改正することができる。

(補則)

第11条 この規約の実施に関し必要な事項は、社員総会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

1. この規約は2022年10月31日から施行する。
2. 第2条の規定にかかわらず、設立時の正会員については入会金を納めることを要しない。又、設立時の正会員については会費を1年間納めることを要しない。ただし、設立時の会員が再入会する場合を除く。